

令和8年度 猿橋小学校いじめ防止基本方針

新発田市立猿橋小学校

令和8年4月1日改訂

1 はじめに

当校では、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」「重大事態の調査に関するガイドライン」「新潟県いじめ等の対策に関する条例」に基づき、いじめ防止に向け実施すべき施策を次のように定める。

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの学校、どの児童にも起こり得る問題であるとともに、いかなる理由があっても決して許されない人権侵害であり、重大な問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むとともに、互いを尊重しながら成長できるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的とする。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるように対策を講ずる。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市や学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

(2) 教職員のいじめ防止等に関する姿勢

教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の手立てに細心の注意を払う。また、未然防止のため、児童にコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

2 定義

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じ

る蓋然性の高いものとされている。(新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項)

<具体的ないじめの態様の例>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめ等に対する学校・保護者の責務と児童の役割

①学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。(新潟県いじめ等の対策に関する条例第7条)

②保護者の責務

保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

保護者は基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等がいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。(新潟県いじめ等の対策に関する条例第8条)

③児童の役割

・いじめ等の禁止

児童等は、いじめ等を行ってはならない。(新潟県いじめ等の対策に関する条例第4条)

・児童等の役割

児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めることとする。(新潟県いじめ等の対策に関する条例第9条)

3 いじめ防止対策のための組織

(1) 校内・校外の組織

①管理職

- ・いじめ・不登校等対策委員会への指示・助言・指導、事例対応策の判断、教育委員会等への報告を行う。

②いじめ・不登校等対策委員会

(校長、教頭、生活指導主任、教務主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学年主任、担任、関係職員)

- ・いじめ問題が発生した場合や、いじめにつながる可能性のある事案が発生した場合に、情報収集も含めた対応策を検討・協議する。
- ・不登校につながると思われる事案が発生した場合、対応策を検討・協議する。

③不登校対応会議

(校長、教頭、生活指導主任、教務主任、特別支援コーディネーター、養護教諭)

- ・月初めに、前月の児童の欠席状況を確認し、対応策を検討・協議する。

④徳育部会

- ・月1回、いじめ問題等、生徒指導上の課題に対して協議する。
- ・生活目標(社会性育成・人間関係づくり)に向けての取組内容について協議する。

⑤特別支援校内委員会

(校長、教頭、特別支援コーディネーター、生活指導主任、特別支援学級関係職員、養護教諭)

- ・特別な教育的ニーズがある児童に対しての支援策を協議する。

⑥三校連 生徒指導部会

- ・中学校区共通の取組について協議する。
- ・学校区の児童生徒の状況について情報交換する。

(2) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

- ・新発田市教育委員会
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・新発田警察署(下町交番)
- ・児童民生委員
- ・新発田市子ども課
- ・新発田児童相談所
- ・新発田市社会福祉課
- ・県立新発田病院

(3) 組織の役割

- ①「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には随時会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤「いじめ防止基本方針」が、実情に即して適切に機能しているかを点検し、見直しを行う役割(「いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を学校評価の評価項目に位置付け、PDCAサイクルにより取組の改善を図る。)

4 いじめの防止等に関する基本的対策(いじめの未然防止といじめの早期発見)

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資す

ることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。(いじめ防止対策推進法第15・16条関係)

(1) 道徳教育等の充実

- ・全ての教育活動において、自分と違う考え方や見方を認め合いながら、よりよい結論を目指す人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ・分かる・できる・楽しい授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や充実感をもてるようにする。また、友達とかかわり合う場と時間を保障しながら、他者から学び、尊重する態度を育成する。
- ・道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる道徳の授業を実践する。
- ・いじめ(SNSも含む)を題材に取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業や生命や人権を尊重する意識を高める授業を工夫する。
- ・学校行事、児童会行事では、児童同士が協働したり挑戦したりする活動を取り入れ、達成感や感動、人間関係の深化が得られるように工夫する。
- ・縦割り班活動では、班員と協力したり協調したりする活動を通して、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。(日々の清掃活動・縦割り班遊び「きらきらタイム」・絆集会 等)

(2) 早期発見のための措置

①学校生活アンケート(年3回)と教育相談の実施

- ・アンケート結果をもとに、児童一人一人との教育相談を実施する。気になることがあれば、学年主任、生活指導主任、管理職等に報告・連絡・相談し、今後の対応について協議し、適切に対応する。(なお、学校生活アンケートの保存期間は、5年間とする。)
- ・教育相談の結果や欠席状況等については、一覧にまとめて「生徒指導報告ファイル」に綴って回覧したり、職員終会で全職員に報告したりして共通理解を図る。

②日常の丁寧な見取り

- ・いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努める。
- ・日頃の児童の様子から、ささいな兆候であっても、少しでも気になるところは、すぐに、学年主任や生活指導主任、管理職に報告・連絡・相談・確認することを教職員間で徹底する。複数の教職員で情報を共有し、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。
- ・「子どもとともに1・2・3運動」を行い、欠席連続3日での家庭訪問を行う。また、不登校傾向の児童に対して早期に支援チームを立ち上げ、組織的に対応を行う。
- ・日常的に全校体制でアンテナを高くし、「気になる児童を中心に、児童一人一人に対して全職員で声を掛けること」を徹底する。

③保護者との連携

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- ・保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速且つ誠実な対応に努め、いじめを見逃さないようにする。
- ・保護者が家庭における児童の様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるように支援する。

(3) 相談体制の整備と充実

- ・学校生活アンケート調査（年3回）や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。朝学習や昼休み、さくらタイム等の時間を活用し、ゆとりをもって児童の話の聞けるように、校内体制を整える。その際、児童の交友関係や悩み、いじめの実態把握に取り組む。
- ・養護教諭や出張授業者なども積極的に児童に声を掛け、担任以外の職員にも相談しやすい土壌を作る。
- ・必要に応じて、保護者に対して関係機関を紹介する。
- ・新潟県自殺予防教育プログラム（SOSの出し方に関する授業）を年間指導計画に組み込み、児童がSOSを出しやすい環境を整備し、教育相談の充実を図る。

(4) SNSやオンラインゲーム等におけるインターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・SNSやオンラインゲーム等によるトラブル等の予防のために、新潟県SNS教育プログラムをはじめ、情報モラルに関わる指導を計画的に行う。
- ・児童への学校生活アンケートや教育相談時には、SNSやオンラインゲーム等でのトラブルについても聞き取り、各学年が実態に応じて指導を実施する。
- ・SNSやオンラインゲーム等を通じて行われるいじめについては、被害拡大を防ぐために、教育委員会や警察等の関係機関との連携を迅速に進める。

(5) 校内研修

- ①配慮を要する児童について全職員で情報交換し、共通理解を図るための「子どもを語る会」の実施
 - ・全体会（年3回）
 - ・三部会（毎月1回）
 - ・職員終会（毎週木曜日）
- ②外部講師を招くなどして、児童理解に係る教職員の資質能力向上を図るための職員研修の実施
 - ・CAP教職員ワークショップの実施（夏季休業中）
 - ・下越教育事務所「プロジェクト訪問」による生徒指導研修会の実施（夏季休業中）
 - ・いじめに関する研修会の実施（随時）

(6) 保護者・地域住民等への周知・啓発活動

- ①学校便りや生活指導便り等による広報での積極的な情報発信・啓発
 - ・PTA評議員会、PTA総会等での情報発信や、CAP保護者ワークショップの実施を通して、家庭においても、いじめの把握や防止に対する意識を高めてもらう。特に、SNSやオンラインゲーム等を通じて行われるいじめについては、家庭の理解や協力が欠かせないため、保護者へのネット被害についての啓発活動やネットトラブルの事例提供等を行う。
- ②「いじめ防止基本方針」の公表、説明
 - ・年度初めに、猿橋小学校ホームページでの公表
 - ・年度始めに、PTA総会、青少年健全育成協議会総会等で、保護者・地域住民に説明する。
- ③あいさつ運動、校外パトロール（短縮授業日と長期休業中）
 - ・PTA健全育成部及び猿橋中学校区「すこやかな子どもを育てる会」との連携

5 いじめへの対処

- (1) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに管理職に報告する。

※いじめに関する情報を抱え込み、報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の定める規定に

違反し得る。

- (2) 校長は直ちにいじめ・不登校等対策委員会を招集する。多方面から情報を収集・整理し、事実確認と情報共有を行う。
- (3) いじめ・不登校等対策委員会は、情報を基にいじめであるか否かの判断を行い、いじめと認知された場合は、対応を協議する。
- (4) 決定された手順と方針に基づき、全校体制で組織的に対応する。
 - ・いじめを止め、被害児童を徹底して守り通すことを最優先とする。また、被害児童の心のケアに努める。保護者に対して、経過や今後の方針を丁寧に説明する。必要に応じて、保護者の了解を得た上で、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
 - ・加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
 - ・周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気もてるようにする。
 - ・被害児童、加害児童双方の保護者に対しては、複数の教職員による面談や家庭訪問等により、迅速且つ丁寧な対応を行う。その後の対応については、保護者の要望も聴き、協力を得ながら誠意をもって行う。
 - ・新発田市教育委員会をはじめ、関係機関・専門機関と連携のもとで取組を進める。
- (5) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件（①少なくとも3か月はいじめに係る行為が止んでいること、②被害者が心身の苦痛を感じていないこと）が満たされていることを慎重に見極める。これらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。さらに、解消の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。
- (6) 当該いじめ事案について、関係児童に聞き取った事柄や、いじめ・不登校等対策委員会での対応方針、指導の経緯等を報告書にまとめ、デジタルデータとして校務フォルダ、紙データとして生徒指導ファイルに保存し、職員がいじめ事案について情報共有し、今後の指導に生かすことができるようにする。（なお、データ等の記録の保存期間は5年間とする。）

6 重大ないじめを受けた児童及び保護者への基本方針

- ・いじめを受けた児童の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- ・いじめに係わる事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- ・いじめを受けた児童はもちろんのこと、いじめを行った児童に対しても、その心情に十分寄り添って、指導・支援する。

7 重大事態に至った場合への対処

(1) 重大事態の意味

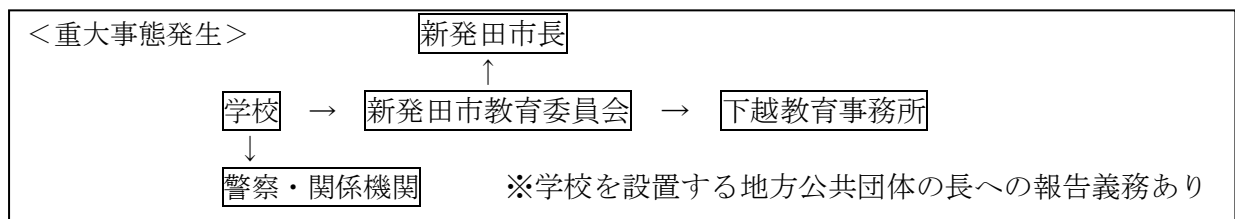
- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を迫った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。

- ・ 正当な理由がなく、連続して3日以上欠席した場合は管理職に報告し、連続して7日以上欠席した場合、前月も含め断続して10日以上欠席した場合は市教育委員会に報告する。
 - ・ 欠席期間が30日に到達する前から市教育委員会に報告・相談し、情報共有を図る。
 - ・ 不登校重大事態に至ることが予測できる場合は、「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月策定）」に基づき、重大事態に至るよりも相当前の段階から市教育委員会に報告・相談し、市教育委員会の指導の下、踏み込んだ準備作業（アンケート結果の確認、関係児童からの事実聴取等）を行う。
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立があったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして取り扱う。

(2) 重大事態の報告



(3) 調査の主体について

- ①学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）
- ②市教育委員会が主体となって行う場合

※学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合

(4) 調査を行う組織

- ①重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ②いじめ・不登校等対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ③この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない（第三者）参加を図る。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ①客観的な事実関係を速やかに複数の教職員で調査する。
- ②不都合なことがあっても事実にしかりと向き合う。
- ③事実を明確にするために
 - ・ いじめ行為が、「いつ」「だれから」「どのような態様であったか」「いじめの背景」「児童の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。

④いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童、在籍児童、教職員から質問紙調査、聞き取り調査を十分に行う。
- ・いじめられた児童、情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先する。
- ・いじめられた児童には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。

⑤いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 被害児童への対応

重大事態に関わるいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに以前にも増して、安心して学校生活を送ることができるように支援する。

①学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。

②いじめに関わる事実関係を明らかにするために、聴き取りを丁寧に行う。

③いじめ解決に向けて、当該児童の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。

④不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーによる心のケアを行う。

⑤医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。

また、当該児童の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、怒り、不信感等を強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努める。

(7) 被害児童の保護者への対応

①学校管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。

②当該児童がいじめを受けたことに関わる事実や、児童の心身の状況について丁寧に説明する。

③いじめ解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。

④保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラーなどによるカウンセリングを勧める。

(8) 加害児童及び保護者への対応

①その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、再発防止を誓うことができるようにする。

②本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

③当該児童の保護者に対しては、我が子の行いたいじめに関わる事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを認識させる。また、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。

④その後、児童への接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

(9) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係について報告する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。
(いじめ行為が、いつ・誰から・どのような態様で・学校がどのように対応したか)
- ・他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
- ・質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
- ・調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

②調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。
- ・いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会を通して、新発田市長に送付する。